

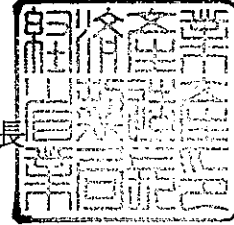
経済産業省

平成 23・05・20 製局第 2 号

平成 23 年 5 月 23 日

社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成23年5月18日付け警察庁丙組犯収発第59号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成23年5月18日付け外務省告示第184号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第9条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第百八十四号

を、外務省告示第百八十四号及び平成二十三年第百七十四号を含む関連の告示に、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基き設立された同理事会委員が平成二十三年三月一日に行つた決定及び第一三三三号（c）の並びに同理事会第一二六七号（b）、第一三三三号（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十三年五月十八日

別表の315及び321を次のように改正する。
外務大臣 松本 剛明

(別表)

以下のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

315. 削除

321. 削除

(了)